

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価の進め方（案）

1. 検討の方法

中間評価に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、すでに部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会（以下「歯科専門委員会」という。）において、部会と連携しながら、また検討状況に応じて専門委員を追加するなどしながら作業を進める。

2. 検討の内容

(1) 指標ごとの評価について

目標項目ごとの直近実績値に係るデータ分析、目標値の見直し等

(2) 領域ごとの評価について

指標全体の評価、国、自治体、企業や団体等の取組（成果）の評価等

(3) 今後取り組むべき課題について

3. 今後のスケジュール

中間評価については、平成 30 年の夏頃を目途に取りまとめることとし、今後、部会及び歯科専門委員会を随時開催し、検討を進めていくこととする。

(部会)	(歯科専門委員会)
○第 40 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 平成 28 年 12 月 16 日（金）15:00～17:00 ・これまでの専門委員会の状況報告 ・中間評価の進め方	
	★歯科専門委員会 29 年 5 月 （中間評価の評価方法等） ★歯科専門委員会 29 年 6 月 （実績値の評価、取組状況の評価）
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29 年 9 月 ・中間評価の進捗状況	
	★歯科専門委員会 29 年 10 月 （今後の方策、報告書骨子案）
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29 年 11～12 月 ・中間評価報告書骨子案	
	★歯科専門委員会 30 年 2～3 月 （報告書案）
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 30 年 6～7 月 ・中間評価報告書案の最終審議	

参考

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（抜粋）

第2 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

1 目標・計画の設定及び評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう勤める。

さらに、歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させる。